平成筑豊鉄道観光列車商品企画·販売促進業務 委託仕様書

1 委託業務の名称

平成筑豊鉄道観光列車商品企画・販売促進業務

2 趣旨

本仕様書は、平成筑豊鉄道推進協議会(以下「推進協」という。)が実施する「平成筑 豊鉄道観光列車(仮称)」の商品企画・販売促進業務を委託する事業者(以下「受託者」 という。)の選定にあたり、その取扱いや実施すべき内容について定めるものである。

3 観光列車の運行概要

- ・使用する車両は、平成筑豊鉄道の所有する車両2両。
- ・車両デザインは、水戸岡鋭治氏。
- ・2両編成で運行し、乗車定員は40人程度(1両あたり20人程度)。
- ・土日祝日に1日1回運行を予定。
- 車内で、沿線の農林水産物を活用した食事を提供。

4 委託業務の内容

(1) 商品企画業務

①商品企画への提案、助言

平成筑豊鉄道の沿線市町村および観光協会等各種団体からなる平成筑豊鉄道観光列車検 討委員会(以下、検討委員会)に参画し、商品企画について提案・助言を行うこと。

また、旅行商品として継続的に集客が可能な内容・価格設定について検討委員会において協議すること。

②関係者との調整

検討会議で決定した内容に従って、駅でのおもてなし(アトラクション)、マルシェの 運営(田川伊田駅ホーム、観光列車停車駅)について、地元企業等、協力が必要な関係者 の整理、調整、交渉を行うこと。

(2) 販売促進業務

①旅行商品としての販売

自社商品として、自社の販売ルート等を活用して、予約受付・管理、切符の発行等の販売業務を行うこと。

②販売促進業務

チラシやポスター、パンフレット等の広報物を作成、配布すること。併せて、自社の販売促進ルート等を活用して集客に努めること

なお、少なくとも平成32年度分までは、当該旅行商品の広報を実施すること。

(3) その他

平成筑豊鉄道観光列車(仮称)に多くの乗客が集まる施策について、検討委員会に提案、協議、実施すること。

5 委託条件

(1)委託期間

契約締結の日から平成33年3月末日まで(予定)

※年度ごとに単年度で契約書を取り交わし、2年目以降は随意契約とする。

(2)委託料

平成30年度(単年度)2,000,000円以内(消費税および地方消費税を含む)

(3) 契約保証金

契約金額の百分の十以上とする。

(4) 適切な人員配置

本業務を実施するうえで必要十分な人員を確保・配置すること。なお、本業務の実施について、総括的に検討・調整を行う責任者について、推進協へ報告すること。

6 成果物

下記成果物について、各1部ずつ推進協へ提出すること。

- ①旅行商品仕様書(商品内容、価格設定等)
- ②広報物 (チラシ、ポスター、パンフレット等)

7 委託契約の終了

本契約は5(1)に定める委託期間の満了によるほか、次の(1)または(2)に掲げる事項により、別途、推進協と協議して定める日をもって終了する。なお、本契約の期間満了の際は、推進協と協議の上、本契約を更新することが出来る。

- (1)推進協の車両賃貸契約の終了による本契約の終了 推進協と平成筑豊鉄道株式会社との車両賃貸契約が解約、解除その他の事由により 終了した時は、本契約は終了する。
- (2) 天災等による本契約の終了

天災、火災、その他の事故により、平成筑豊鉄道の所有する車両の全部又はその大部分が滅失又はき損したときは、本契約は終了する。

- (3) 推進協は、受託者が次のいずれかに該当し、本業務の実施に支障があると判断した場合は、相当の期間を定めて是正を要請し、この要請に応じない時は、本契約を解除することができる。
 - ①受託者が各種法令及び本契約等の規定に違反したとき
 - ②受託者が公序良俗に反する又は社会的信用を損なうおそれのある行為をしたとき
- (4) 5 (3) の契約保証金は、本契約が終了したときは、受託者に返還する。ただし、 前項により本契約満了前に解除した場合は、この契約保証金は推進協に帰属するもの とする。

この場合、推進協に対する損害賠償の一部とみなさない。

8 特記事項

- (1) 本業務によって造成した旅行商品については、本業務の委託期間が終了するまで、受託者の旅行商品として独占的に取り扱うこととする。
- (2) 旅行商品の販売に関する契約形態及び収益の分配に関しては、商品内容や価格が明確化したのちに、推進協と受託者との協議によって定めるものとする。
- (3)業務上知り得た情報を漏洩してはならない。

9 その他

- (1) 受託者は、第1種または第2種旅行業登録を行っていること。
- (2) 本仕様書の内容については、やむを得ない状況等により、推進協と受託者の協議の上、 見直す場合がある。